

○外務省告示第百十八号

第7回アフリカ開発会議関連行事の横浜市開催に際し、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第五条第一項、第二項及び第三項の規定に基づき、対象外国公館等及び当該対象外国公館等の敷地又は区域並びに当該対象外国公館等に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定する。

令和元年八月二十三日

外務大臣 河野 太郎

一 パシフィコ横浜

期間	令和元年八月二十七日から令和元年八月三十日まで		
対象外国公館等の所在地	神奈川県横浜市 西区	みなとみらい一丁目一番一号	
対象外国公館等の敷地	神奈川県横浜市 西区	みなとみらい一丁目一番（次の図面に示す部分に限る。）	
対象外国公館等に 係る対象施設周辺 地域	神奈川県横浜市 西区	みなとみらい一丁目一番、みなとみらい二丁目三番、みなとみらい三丁目五番から七番まで、みなとみらい四丁目七番から十番まで、みなとみらい五丁目二番及び三番、みなとみらい六丁	

	<p>目三番（次の図面に示す部分に限る。）</p>	
<p>神奈川 中區</p>	<p>神奈川県横浜市 中区</p>	<p>新港二丁目一番（次の図面に示す部分に限る。）、二番から四番まで、六番から九番まで（次の図面に示す部分に限る。）</p>
<p>次に掲げる点を順次に結んだ次の図面に示す線及び一に掲げる点と六に掲げる点とを結んだ次の図面に示す線により囲まれた区域のうち陸地以外の区域</p>		<p>一 北緯三十五度二十七分五十四秒、東経百三十九度三十八分五秒  二 北緯三十五度二十七分四十九秒、東経百三十九度三十八分十八秒  三 北緯三十五度二十七分四十六秒、東経百三十九度三十八分十九秒  四 北緯三十五度二十七分二十八秒、東経百三十九度三十八分三十二秒  五 北緯三十五度二十七分十秒、東経百三十九度三十八分七秒  六 北緯三十五度二十七分二十秒、東経百三十九度三十八分六秒</p>
<p>備考  一 「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。  二 側端の一方のみがこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に既定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p>		

期間	対象外国公館等の所在地	対象外国公館等の敷地	対象外国公館等に係る対象施設周辺地域	備考
令和元年八月二十七日から令和元年八月三十日まで	神奈川県横浜市西区 みなとみらい二丁目三番七号	神奈川県横浜市西区 みなとみらい二丁目三番（次の図面に示す部分に限る。）	神奈川県横浜市西区 みなとみらい一丁目一番（次の図面に示す部分に限る。）、みなとみらい二丁目一番（次の図面に示す部分に限る。）及び三番、みなとみらい三丁目五番から七番まで	<p>神奈川県横浜市 中区</p> <p>次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と四に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた区域のうち陸地以外の区域</p> <p>新港二丁目六番から九番まで（次の図面に示す部分に限る。）</p> <p>一 北緯三十五度二十七分三十一秒、東経百三十九度三十八分十八秒</p> <p>二 北緯三十五度二十七分二十四秒、東経百三十九度三十八分十八秒</p> <p>三 北緯三十五度二十七分十六秒、東経百三十九度三十八分六秒</p> <p>四 北緯三十五度二十七分十七秒、東経百三十九度三十七分五十八秒</p>

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第一号に既定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 横浜ロイヤルパークホテル

期間	対象外国公館等の所在地	対象外国公館等の敷地	対象外国公館等に係る対象施設周辺地域
令和元年八月二十七日から令和元年八月三十日まで	神奈川県横浜市西区	神奈川県横浜市西区	神奈川県横浜市西区
	みなとみらい二丁目二番一号	みなとみらい二丁目二番（次の図面に示す部分に限る。）	みなとみらい二丁目一番から三番まで（次の図面に示す部分に限る。）、みなとみらい三丁目一番から五番まで、桜木町四丁目（次の図面に示す部分に限る。）
			桜木町一丁目一番（次の図面に示す部分に限る。）、桜木町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、桜木町三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、新港二丁目九番（次の図面に示す部分に限る。）

	<p>次に掲げる点を結んだ線及び一に掲げる点と二に掲げる点とを結んだ次の図面に示す線により囲まれた区域のうち陸地以外の区域</p>
<p>一 北緯三十五度二十七分二十秒、東経百三十九度三十八分六秒 二 北緯三十五度二十七分十秒、東経百三十九度三十八分七秒</p>	<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に既定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺区域に含まれるものとする。</p>